



2023年4月25日

各位

会社名 株式会社マーキュリアルテックイノベーター
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード番号：5025 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 河村隆博
(TEL：03-5339-0950)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月25日開催の取締役会において、2023年5月30日開催予定の第32回定時株主総会において、必要な定款変更が承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行の機動性向上により、持続的な企業価値向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2023年5月30日開催予定の当社第32回定時株主総会において、移行に必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（予定）

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（2023年5月30日開催予定の第32回定時株主総会に付議予定）

氏名	新任・再任	役職・担当
陣 隆浩	再任	代表取締役
大寺 利幸	再任	取締役 事業部門担当
河村 隆博	再任	取締役 コーポレート本部長兼経理部長
樺島 弘明	新任	社外取締役

（2）監査等委員である取締役の候補者

（2023年5月30日開催予定の第32回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職・担当	現役職・担当
伊藤 修一	社外取締役 監査等委員（常勤）	社外監査役（常勤）
齊藤 悟志	社外取締役 監査等委員	社外取締役
呉田 将史	社外取締役 監査等委員	社外監査役

（3）退任予定の監査役

（2023年5月30日開催予定の第32回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職・担当
中澤 礼	社外監査役

3. 定款の一部変更について

（1）変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。
- ② 代表取締役及び役付取締役の選定の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。
- ③ その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

（3）日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2023年5月30日（火）

定款の一部変更の効力発生日 2023年5月30日（火）

以上

当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1～4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6～11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13～16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1～4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6～11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13～16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第22条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(社長及び代表取締役) 第23条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役及び監査役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第27条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役が1名の場合はその者を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。</p> <p>3 取締役会は、必要に応じ、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第26条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定め</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わる</p>

現行定款	変更案
<p><u>がある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第<u>38</u>条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第<u>39</u>条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第<u>40</u>条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第<u>41</u>条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>42</u>～<u>43</u>条（条文省略）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>44</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第<u>45</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>46</u>～<u>49</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p><u>ことができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) 第<u>35</u>条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第<u>36</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>～<u>38</u>条（現行どおり）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>41</u>～<u>44</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第<u>1</u>条 当社は、2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の監査役</p>

現行定款	変更案
	<p>(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による定款一部変更の効力発生以前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>